



**高知の老舗ホール企業が県・市と協働し、自然保護活動15年
～地域住民と間伐・植樹の体験イベントで交流も～**

**静岡の治安をランニングしながら守る!遊技業界が積極的に参加
設立以来最多205人の応募 27人の学生にpp奨学金給付**

機構の動き

2-3月度<2025年2月1日~2025年3月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 2月度 立入検査店舗数122店舗
(遊技機検査99店舗、計数機検査23店舗)
2月末日 誓約書提出店舗数6633店舗(対前月比▲26)
3月度 立入検査店舗数97店舗
(遊技機検査72店舗、計数機検査25店舗)
3月末日 誓約書提出店舗数6623店舗(対前月比▲10)

依存防止対策調査の関係

- 2月度 依存防止対策調査実施店舗数123店舗
2月末日 承諾書提出店舗数6630店舗(対前月比▲26)
3月度 依存防止対策調査実施店舗数96店舗
3月末日 承諾書提出店舗数6620店舗(対前月比▲10)

会議開催関係

3月12日(水)に定例理事会、臨時社員総会を開催。定例理事会では助成団体の認定の件及び育児介護休業規程の一部改定の件について審議し、承認可決した。臨時社員総会では2025年度の事業計画案並びに予算案が上程され、承認可決された。

CONTENTS

5/6 May
June
2025

高知の老舗ホール企業が県・市と協働し、日本一の森林県の自然保護活動15年 —	1
～地域住民と間伐・植樹の体験イベントで交流も	
静岡の治安をランニングしながら守る!遊技業界が防犯活動に積極的に参加 —	4
～登録ランナー100人超のホール企業も	
設立以来最多205人の応募 27人の学生にPP奨学金給付 —	6
風適法の改正について 三堀 清 —	7
店長に求められる知識「業界知識」 —	10
KiKo NEWS —	13



山形県鶴岡市 鶴岡天神祭

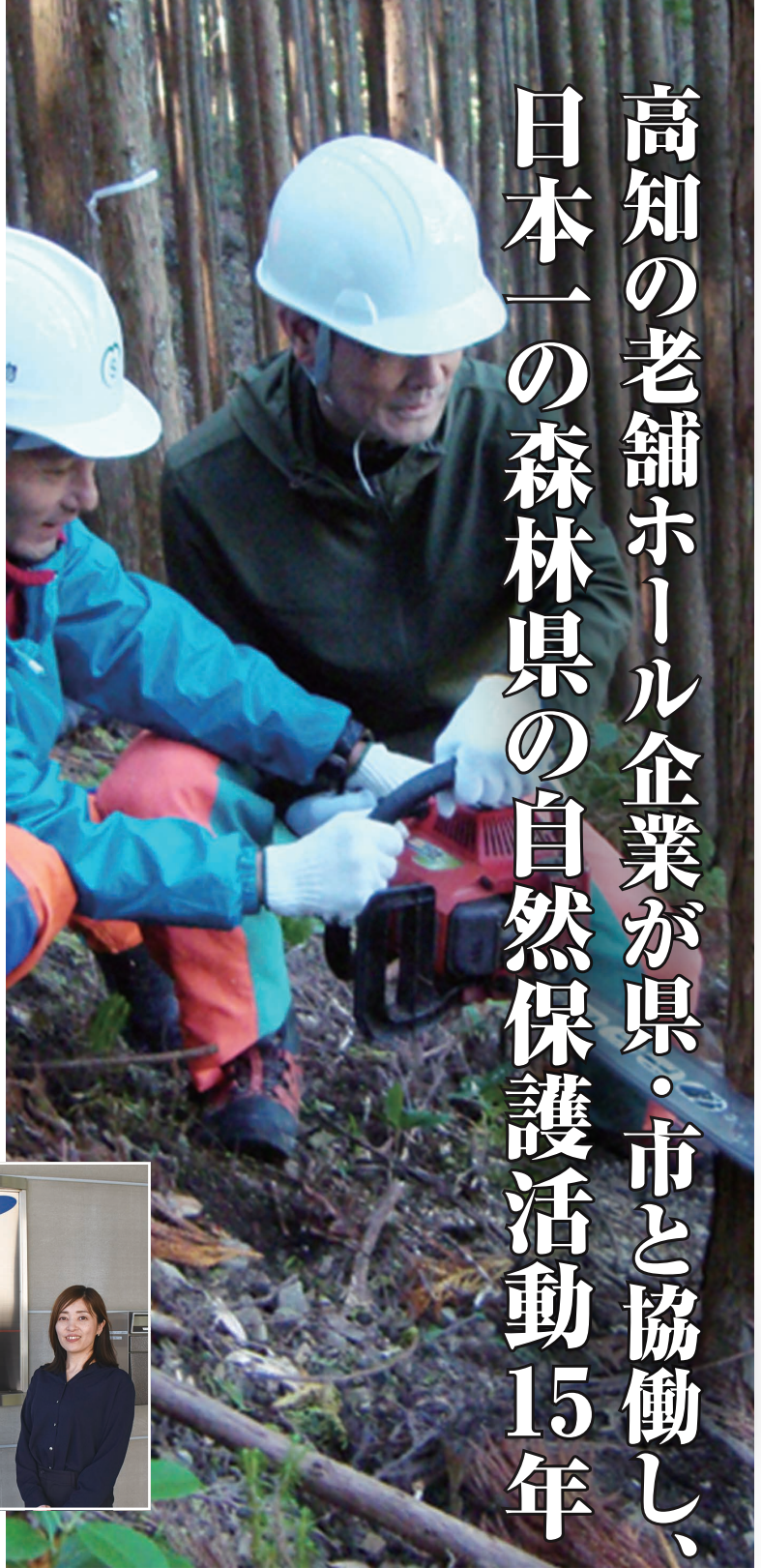
学問の神様、菅原道真公の命日(3月25日とされる)にちなんで、各月25日に全国の天満宮で天神祭が行われる。異色なのが「化けものまつり」と呼ばれる5月の鶴岡天神祭。化けものといっても妖怪の類ではなく、身を隠すために変装し化けることだ。

平安時代に道真公が九州太宰府に左遷されたとき、同情した者たちが時の権力者をはばかり、姿を変え顔を隠して別れの酒を酌み交わした言い伝えをもとに、明治時代に演出され、やがて江戸時代に始まった同祭の目玉に変わったらしい。

老若男女が同じように花模様の長襦袢に帯を締め、編み笠と手ぬぐいで顔を隠し、沿道の人に無言でジュース、日本酒を振舞いながら天満宮にお参りする。3年間誰にも知られずに参詣できれば満願成就するという。5月25日の本祭を挟んで宵祭、後祭がある。

表紙のはなし

高知の老舗ホール企業が県・市と協働し、 日本一の森林県の自然保護活動15年



今年には森林火災が国内各地で発生し、

自然環境の整備・保全の重要性があらためてクローズアップされている。

高知県に本部を構える老舗ホール企業セントラルグループでは、

森林率日本一をほごる同県の森づくり事業に賛同し、

15年にわたって森を守る活動を支援している。

県と同県香美市、森林組合との間でパートナーズ協定を2010年に締結。

毎年、地元住民といっしょに社員らが家族とともに間伐・植樹などに参加し、

地域社会との繋がりを強めてきた。

今年3月の交流イベントなど、森林保全への取り組みを中心に、

高齢者宅の歳末大掃除など同社の参加型地域貢献活動をレポートする。

地域住民と間伐・植樹の体験イベントで交流も



経営企画室の松村室長(左)と
広報宣伝部広報宣伝課の
大畠係長



高齢者宅の大掃除の様子

セントラルグループ 県の呼びかけに賛同

高知県は総面積に占める森林割合が84%と、47都道府県中、第1位。そのため森林環境の整備が大きな課題となっている。木材価格の低迷や林野従事者の減少により、手入れが行き届かなくなる問題に直面しているのだ。県は2005年から「環境先進企業との協働の森づくり事業」を推進して課題に対処している。

環境問題対策に積極的な企業、団体に呼び掛けて、県と市町村、現地の森林組合の3者でパートナーズ協定を締結し、森林の再生を図っていくという施策だ。

間伐や植樹の体験イベントを通じて、当該地域の住民と都市部の提携企業の従業員等との交流を促し、森林保全をアピールする狙いもある。同事業では21年3月末までに5900ヘクタールの森林が整備され、16万5624t(トン)―CO₂の二酸化炭素が吸収される成果をあげている。

高知市に本部を構えるセントラルグループ(本社・岡山県倉敷市、山本文吉社長)が県と県北東部に位

県・市と協働し、日本一の森林県の自然保護活動15年



置する香美市、同市の森林組合と協定を締結したのは2010年。当時新設した経営企画室の下、CSR（企業の社会的責任）をさらに果たしていこうと諸施策を検討しているなか、同事業のニュースを見たのがきっかけだった。松村匡繁経営企画室長は「高知と共に歩んでいこう」という当社の思いと一致する。即座に県に連絡しました」と振り返る。

それまで同社グループは四国電力の講習会を受けるなど、各系列店の省エネ活動に取り組んでいた実績もあり、県はすぐに同社を同協定のパートナーに認定した。

当該市町村に選ばれた香美市でも、同社グループが1988年から「セントラルディーボ山田店」を同市で営業してきたことから、とんとん拍子で協定締結に至ったという。

協定は1期3年契約だが、同社グループは今年3月末まで5期15年間参画し続け、10年の節目となる

◀協働の森づくり事業に基づき、間伐や植樹を体験する香美市住民との交流イベント。今年3月15日はクスギ、コナラ、ヤマザクラなどを植樹

る2020年には県から表彰された。これまでに協賛した総間伐実施面積は約42ヘクタールで、4月から6期目が始まった。

交流イベントを通じて 森林保全の意義を実感

同事業で「森林の再生・保全」とともに重要な柱となっているのが「提携企業と当該市町村の住民の交流」。

協定書にも年1回は交流イベントを実施する旨が明記されている。

これに基づく「地域交流イベント」セントラルグループ香美市の森2024は今年3月15日、同市平山地区にある「地域交流施設 ほつと平山」前の伐採跡地で行なわれ、同社グループの従業員とその家族ら20人が、市内の小学生とその保護者8人、平山地区の住民5人と共

に参加した。

同イベントは、コロナ禍の19、22年度を除いて毎年実施されており、今回で11回目。同社サイドは、運営には携わらないが打合せには参加し、当日は間伐や植樹以外にも椎茸の駒打ち（原木に椎茸の種駒を埋め込む作業）や豆腐作りなどで地元住民との交流を深めてきた。

今回は前年度から継続している植樹作業の体験で、一行は森林組合の担当者による植樹方法の説明を受けてから、クスギ、コナラ、ヤマザクラなどの植樹作業を行なった。作業後は「ほつと平山」で地元の食材を使った特製ピザに皆が舌鼓を打った。

初回から皆勤している松村氏は、間伐は電動のこぎりが重いため、思うように木が切れず、また植樹も斜面なので、なかなか作業が進まないと苦笑し、「森を育むことの大変さを毎回実感しています」と話す。

交流イベントの様子は社内報やSNSによりグループ内での共有に努めているという広報宣伝部広報宣伝課の大畠景子係長は、「私たちは森林があるのが当たり前前の環境で育ってきましたが、この自然

を守るためにはこまめな手入れが不可欠なのだというのを再認識した社員は多いと思います」と言う。

今回参加した従業員らの子どもたちからもツルハシで土を掘る難しさを実感したとの声や、自分が植えた苗木が太木に育つには10年以上かかるとの森林組合担当者の説明



夏には高知市のメイン商店街で開催される「土曜市」に運営スタッフを派遣する他、オリジナルゲーム「大パチンコ」を出店。自社施設「さくらビレッジ」内では夏祭りも開催



を聞き、自然を守る大切さを学んだとの声が聞かれたという。

一方、香美市側からは冬になると、同社グループの温浴施設、姫若子の湯（高知市）の「冬至のゆず湯」用に

特産品「物部ゆず」が大量に提供されている。また4月20

日には、市の働きかけにより、地元テレビ局が、県・市と

もに同社グループが協働の森づくり

事業を推進する様子が放映予定という。市との良好な関係がうかがわれる。

地域との結びつきを大切に交流型の目に見える貢献を

同社グループがこの事業に関心を持ったのは、柱の一つに「提携企業と当該地域社会の交流」が掲げられていたからという。

同社グループはパチンコ事業、外食事業、スポーツ・アミューズメント事業、温浴事業、ホテル事業、小売り事業など、高知を主地盤に多岐にわたる事業を展開している。

核となるのがパチンコ事業で、19

問伐や植樹の体験作業後は、皆で豆腐作りをすることも



延長線上だとし、「交流型の、目に見える貢献の仕方を常に模索しています」と言う。

新入社員研修の一環で高齢者宅の歳末大掃除

74年に1号店を高知市内にオープンしてから昨年50周年を迎えた。現在、同県に13店舗、愛媛県に6店舗、岡山県に3店舗を展開する。

ビジョンは地域社会と深く結びついた娯楽を意味する「コミュニティ・エンターテイメントの創造」で、従業員はコミュニティを豊かにし、そこで暮らす人々の心を満たすエンターテイメントを生み出すことに力を注いでいる。

その実現のための行動指針の一つが「Partnership—地域社会と企業、企業と社員、社員同士の信頼と共生」。出店するエリアの住民から地域の一員として喜んで迎えられる企業運営を目指している。全店にAEDを設置し、高知市内の立体駐車場を有する系列6店舗は同市と津波避難ビル協定を締結している。

松村氏は社会貢献もこの方針の

同社グループの「目に見える地域貢献活動」の代表例が店舗周辺や町内の清掃活動で、2010年から延べ1万人の従業員が参加してきた。

12年からは高知市のメイン商店街で夏に開催される「土曜市」に新入社員を運営スタッフとして派遣し、協力してきた。同社グループが同市に有する複合エリア「さくらビレッジ」内では自ら「さくらビレッジの夏祭り」を開催。今年の春には同ビレッジ内で「さくらまつり」を実施した。

これらのイベントを盛り上げるのが「大パチンコ」。釘を打った大きな木板にゴルフ球を転がして穴を狙う同社オリジナルゲームで、子どもたちも喜んで参加している。

22年からは新入社員研修の一環として「高齢者宅の歳末大掃除ボランティア」も始めた。高知市社会福祉協議会の協力の下、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、歳末大掃除



新入社員研修の一環で、年末には高知市の高齢者宅の大掃除ボランティアを実施

を手伝うもので、昨年は12月6日、24年に入社した11人と同社人材開発部6人の計17人が8か所の高齢者宅を訪問した。

同社から市に働きかけた企画で、高知のパチンコユーザーは年齢層が高いことから、高齢者とのコミュニケーションの取り方を学んでほしいとの狙いもあるという。参加者は事前に市の認知症サポーター養成講座を受講し、高齢者とのコミュニケーションの基礎知識を学んだ上で活動に臨んだ。

最後に、松村氏は再び森林保全に言及し、今年に入ってから各地で山林火災が発生していることについて、「森林は人間社会に不可欠なのに、膨大な森林が焼失するなど、被害が出たのは残念な限りです」とコメント。パチンコ店営業は電力消費量の多い事業なので、SDGsに掲げられているCO2削減という社会的責任を果たしていくためにも、森林の保全、再生に引き続き積極的に関わっていききたいと結んだ。

静岡の治安をランニングしながら守る！ 遊技業界が防犯活動に 積極的に参加

警察庁が今年2月に発表した「令和6年の犯罪情勢」によると、
刑法犯認知件数が再び増加傾向にあり、
各地域で防犯体制のさらなる強化が求められている。
静岡県では県警や地元メディアなどが中心となり、
市民がランニングしながら地域をパトロールする
「しずおかランニングパトロール(SRP)」を2018年から始めている。
遊技業界も積極的に支援し、県遊協と複数のホール企業が協賛。
100人を超すホールスタッフがランナー登録している企業もある。
4月に6期目が始まったSRPの活動と業界の支援状況を取材した。

登録ランナー100人超のホール企業も



「しずおかランニングパトロール(SRP)」は県警と地元メディア等からなる推進委員会が運営している

各地で増えてきたランパト、
静岡県では2018年に始動

会」を組織し、ボランティアランナーを募り、2018年11月からSRP活動をスタートさせた。

「令和6年の犯罪情勢」によると、2024年の刑法犯認知件数は73万7679件。2003年から21年まで19年連続で減少してきたが、戦後最小となった21年から再び増加傾向に転じ、3年連続で前年を上回った。殺人・強盗・放火などの重要犯罪の認知件数も24年は1万4614件と、前年比で約18%増加した。防犯体制の強化が求められるなか、全国的に広がりを見せているのが、市民がランニングを楽しみながら自分たちの町をパトロールする「ランパト」、あるいは「パトラン」といわれる防犯活動だ。2013年に福岡県宗像市で認定NPO法人によって始まった取組みとされるが、近年は自治体や警察の主導で行われるエリアが増えている。

活動は月に1回、各エリアの拠点に集合してチームで実施する定例SRPと、登録ランナー同士や登録ランナーが自分の家族、友人などと一緒に日時と場所を設定して実施できる自主SRPの2パターンが用意されている。

遊技業界では静岡県遊技業協同組合(富田直樹理事長)のほか、同県遊協の働きかけにより県内最大手のABC(本社・静岡市)など複数のホール企業が協賛。ABCでは「『地域に根差した社会貢献活動を』という当社の方針にも合致したので、迷うことなく協賛しました」と述べる。

マルハンは県内系列24店舗
全店舗からランナー登録者

静岡県では県警と静岡新聞社、静岡放送が中心となつて「しずおかランニングパトロール(SRP)」推進委員

しずおかランニングパトロールの

登録ランナーは第1期（20年3月）が253人だったが、その後少しずつ増え、第5期（23年10月～25年3月）は424人。今年4月から第6期がスタートし、同月5日に静岡市の「静岡メッセ」で結団式が行なわれた。

遊技業界では、全国大手のマルハン（本社・京都市、東京都）が積極的に取り組み、ホールスタッフのランナー登録は3ケタに達している。

参加初年度の第4期（22年10月～23年9月）は、県内の系列24店舗中19店舗の83人が登録。第5期は24店舗全店の計101人が登録し、第6期も全店から100人規模で登録しているという。

同社によると、ホールスタッフの二人が参加提案を社内で発信したのがきっかけ。賛同する従業員が次々と現れ、初年度から80人を超える登録となったという。

さらにマルハン藤枝駅南店のマネジャーが参加日程や活動報告をとりまとめてSNS等で発信し、県内系列店の全従業員の目に行き渡り、第5期は県内全系列店参加に至ったと説明する。

同社では「各店舗が定期的に近

隣のゴミ拾いや地域清掃を行うなど、社内にボランティアに参加する風土が醸成されていたことが、今回の自発的な行動の広がりにつながっているように思います」と述べている。

家族ぐるみの参加者 地域住民との交流も深化

家族ぐるみで参加する従業員も増えているほか、ランパトで知り合った一般のランナーとのつながりが広がっている。

藤枝市内で開催されたマラソン

大会には、藤枝駅南店勤務の登録ランナーがSRPで顔なじみになった他の市民ランナーたちとともに合同チームを作って参加したという。地域住民との交流が深まっている。

また、マルハンはSRPの実施報告をX（旧Twitter）で対外的にも発信し、「ランニングパトロール」の活動が広く認知されるよう努めている。



勤務の合間にランパトで地域防犯活動に取り組むマルハンの登録ランナーたち



同社では、パチンコ店は娯楽を提供する本業とともに、災害等の発生時には緊急避難場所となるなど、地域で重要な役割を担っている

と考えている。SRPへの参画も地域社会と新しい価値を創造する「共創関係」を築いていく取組みと位置付けている。期を重ねるごとに参加人数が増えていることを誇らしく思うと述べ、「取組みを通して、これまで以上に地域のコミュニティセ

ンターとしての役割を果たしていきたい」と話す。

ABCも、災害時におけるホールの重要性和同様に、地域防犯についてもホールの重要性は増しており、個々の従業員の意識の高まりが、ホール全体の意識向上へと繋がっていくと考えたとコメント。SRP登録ランナーの参加は従業員の自主性に任せているが、今後さらに啓蒙活動に努めていくという。



設立以来最多205人の応募 27人の学生にpp奨学金給付

記念写真

一般社団法人パチンコ・パチスロ奨学金は3月29日、

東京都新宿区の「遊技会館」で2025年度給付式を行なった。

「パチンコ・パチスロ（pp）奨学金」は遊技業界の支援による給付型奨学金。

諸物価の高騰や学費の値上げなど、厳しくなっている学生の経済状態を反映して、

今年度は2017年の設立以来最多の205人から応募があった。

厳正な審査の結果、27人への奨学金給付を決定したが、

あらためて奨学金制度の存在意義が浮き彫りになった。

24年度までの給付額は
総額1億1654万円

pp奨学金は、貸与型奨学金制度の
返済に苦しむ若者たちの増加を食い



給付式はオンライン形式と併用して行なわれた

止めるため、全日本遊技事業協同組合連合会の阿部恭久理事長が経営するサンキョー、全国大手のマルハン、首都圏の有力ホール企業のミリオnEnterナショナルなど有志のホール企業が設立した。代表理事は吹浦忠正氏（社会福祉法人さぽうと21会長）、会長は阿部氏が務めている。返済不要な給付型であることが特徴で、主な原資はパチンコ店の遊技客から寄せられる玉やメダル。募玉・募メダル箱の設置が難しいホールやホール以外の業界関連企業、組合・団体も参加しやすいよう、寄付による協力も受け付けている。24年度までのべ255人の学生に対して総額1億1654万円を給付してきた。また、24年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に際しては、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機



◀阿部会長



◀吹浦代表理事



5人、大学20人、専門学校1人、博士課程1人。3月29日に行なわれた給付生との交流を兼ねた25年度給付式には、役員が出席するなか、給付生27人中19人が出席し（うちオンライン参加13人）、自己紹介では、同奨学金への感謝とともに学業の抱負や将来の目標を述べた。給付生の代表2人によるスピーチも行なわれ、研究内容や現在抱える課題、今後の抱負などを語った。

構の協力を得て、同年4月から大学や専門学校などへ進学する石川県内の高校3年生を対象に、同県教育委員会を通じて最大100人、1人一律5万円を給付する緊急支援を決定。最終的に約50人の進学をサポートした。

学費等の値上げのなか一段と必要な存在に

25年度の給付生の就学先は大学院

阿部会長は挨拶のなかで、近年は社会で給付型の奨学金が増えつつあることに言及。自分たちが進んできた方向は間違っていないかったと述べ、引き続き支援を続けるため、「業界から広く支持される状況にしていきたい」と述べた。給付生に対しても、「（給付型奨学金への）社会の理解を深めるため、pp奨学金の支援を受けたことをいろいろな方に広めてほしい」と語った。

風適法の改正について



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

令和6年 丸ビル総合法律事務所パートナー

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1

改正の

経緯とその概要

去る3月7日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(正式には、風営法又は風営適正化法と略すが、パチンコホール関係者は、昭和59(1984)年の改正以降、風適法と呼ぶのが慣例となっている)の改正案が閣議決定された。

今回の改正案は、いわゆるホストクラブの女性客が、高額料金を請求されて多額の債務を負担させられたうえ、ホストやホストクラブの経営者から、その支払いのために売春をすることや

性風俗店で働くこと等を強要される事案が多発し、社会問題化したことに対処する趣旨に出たものである。本稿が掲載される頃には、既に改正法案が法律として成立しているものと思われる。

ホストクラブは、風適法上は「設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業」に分類される接待飲食営業であるが(同法2条1項1号、4項)、風俗営業の許可を要するという点でホール営業と共通の規制の枠組みがかけられているということ(同法3条1項)を押さえたうえで改正案の概要を確認すると、関係がなさそうに見えながら、意外なところでホール営業にも影響することが理解できる。

そして、今回の改正案の大きな柱は、接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加、性風俗店におけるスカウトバックの禁止、無許可営業に対する罰則の強化、そして、風俗営業からの不適格者の排除の四つである。このうち、特に四つ目の不適格者の排除という柱が微妙な形でホール営業にも影響を及ぼす可能性がある。

また、今回の改正案が法律として施行されると、クラブ、キャバクラ、ガールズバー等の広い業態を包摂する接待飲食営業全体の許可取消処分、刑事罰そして関係者の欠格事由発生リスクが相当高まるから、仮にホール業者が自ら或いは子会社等の別法人でこれら

の営業も行っている場合には、リスクヘッジ、ダメージコントロールの観点からの対策も必要となろう。

2

接待飲食営業に係る 遵守事項・禁止事項 の追加

改正の柱の第一の接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加は、以下のとおりである。

遵守事項の追加は、客の正常な判断を著しく阻害する次の行為をしてはならないとの規定である(風適法改正案18条の3)。なお、これに違反しても罰則は規定されていない。

すなわち、

- 料金に関する虚偽説明
- 客の恋愛感情等に付けこんだ飲食等の要求(いわゆる色恋営業)
- 客が注文していない飲食等の提供

をしてはならないとの規定である。

次に罰則付きの禁止行為の追加は、次の行為である(風適法改正案22の2)。これに違反すると、6月以下の拘禁刑もしくは百万円以下の罰金刑又はこれ

らの併科という罰則が科される(同53条2号)。

すなわち、

- 注文や料金の支払い、売掛の返済等をさせる目的で客を威迫する行為
- 客を威迫・誘惑して、料金の支払いや売掛の返済等のための売春(海外での売春を含む)、性風俗店勤務、AV出演等を要求する行為

の禁止である。

3

スカウトバックの禁止

改正の柱の第二の性風俗店のスカウトバックの禁止は、性風俗店の営業者が求職者の紹介を受けた場合に紹介者(スカウト等)又は第三者に紹介料を支払うこと(「スカウトバック」を禁止するものである(風適法改正案28条13項)。スカウトバックは、紹介者に直接支払った場合だけではなく、第三者を介して迂回して支払ったりすることも禁止される。

これに違反して支払った者には、6月以下の拘禁刑もしくは百万円以下の罰金刑又はこれらの併科という罰則が

科される(同53条7号)。

4

無許可営業等に対する 罰則の強化

改正の柱の第三の無許可営業等に対する罰則の強化は、以下のとおりである。

現行の風適法では、風俗営業の許可を受けずに営業した者、不正手段により許可を受けた者、名義貸しをした者等に対して2年以下の拘禁刑もしくは二百万円以下の罰金刑又はこれらの併科という罰則が科されるが(同法49条)、改正案では、5年以下の拘禁刑もしくは千万円以下の罰金刑又はこれらの併科という罰則が科されることになる(風適法改正案49条)。罰則がかなり重くなるのである。

更に、法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が無許可営業等をした場合、両罰規定により、その背後にいる法人又は人(経営者)に三億円以下という極めて高額な罰金が科されることになる(風適法改正案57条1項1号)。

5

風俗営業からの 不適格者の排除

改正の柱の第四の風俗営業からの不適格者の排除は、以下の欠格事由を追加するものである(風適法改正案4条7号、8号、10号及び12号)。

- 親会社等が風俗営業の許可を取り消された法人
- 警察による立入調査が行われた日から風俗営業の許可取消処分のための聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者が出資、融資、取引等を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

見落としがちとは思われるが、改正案の欠格事由の追加は、ホール営業についても影響がありそうだと判断される。

まず、親会社が風俗営業の許可取消処分を受けた場合、親会社が直接株式を保有する子会社の他、親会社が子会社を通じて支配しているいわゆる孫会社にも欠格事由が生じ、また、子会社が許可取消処分を受けた場合の親会社や、共通の親会社の傘下にあるいわゆる兄弟会社の一つが許可取消処分を受けた場合、その他の兄弟会社にも欠格

3月7日、風適法の改正案が閣議決定された。改正案の4つの大きな柱のうち、不適格者の排除という柱が微妙な形でホール営業にも影響を及ぼす可能性がある。

親会社が風俗営業の許可取消処分を受けた場合、親会社が直接株式を保有する子会社の他、親会社が子会社を通じて支配しているいわゆる孫会社にも欠格事由が生じ、また、子会社が許可取消処分を受けた場合の親会社や、共通の親会社の傘下にあるいわゆる兄弟会社の一つが許可取消処分を受けた場合、その他の兄弟会社にも欠格事由が生じて、許可の取消しを受けることになる。

チェーン店を持ち株式会社の下に分社化し、親会社Ⅱ持ち株式会社により統一的に支配しつつ、一部店舗の法令違反による許可取消しが全店舗の許可取消しに波及するリスクの回避を図るという手法が意味をなさなくなる。

また、立入後、風俗営業の許可取消しのための聴聞の期日が公示される前に急遽風俗営業の許可証を返納することによって処分を免れるという手法がとれなくなる。

事由が生じて、許可の取消しを受けることになる。このことは、チェーン店

を持ち株式会社の下に分社化し、親会社

Ⅱ持ち株式会社により統一的に支配しつつ、一部店舗の法令違反による許可取

消しが全店舗の許可取消しに波及するリスクの回避を図るという手法が意味

をなさなくなる、ということである。

次に、立入後、風俗営業の許可取消しのための聴聞の期日が公示される前に急遽風俗営業の許可証を返納することによって処分を免れるという手法がとれなくなる、ということである。

店長に求められる知識

業界知識 XXXII

パチンコ店舗管理者
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

【問題】

客引き行為

店長という立場にある者なら、知っておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。パチンコ店を経営するためには、さまざまな法律を知っておかなければなりません。その中で最も重要なのが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」。非常に長い名称なので、略して「風適法」と呼ばれています。風適法には、パチンコ店の営業許可をはじめとして、パチンコ店ではないことなどが定められています。まずは、風俗営業で制限されている「客引き行為」について確認しましょう。

客引きまたは客引き準備行為に該当する組み合わせとして正しいものはどれか。

アⅡ通行人に聞こえる程度の声で新台入替日であることを伝える。

イⅡ目を見て説明をするため、通行人の正面に立ち、立ち止まってもらい丁寧に新型コロナウイルス対応している店であることを話した。

ウⅡ通行人が急いでいる様子だったので、店名を教えて安心してもらい横について一緒に歩きながら新しい台の特徴を伝えた。

【選択肢】

ア：アとイ

ｂ：アとウ

ｃ：イとウ

ｄ：ア、イ、ウすべて

【回答分布】

ａ：５・３％

ｂ：１３・５％

ｃ：５２・０％

ｄ：２９・１％

【正解と解説】

正解はｃです。

風適法第二十二條では、以下のようになっています。

風適法第22条（禁止行為等）

風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせること。

イは立ちふさがっており、ウはつきまとうに該当します。スタッフに店頭での呼び込みをお願いする場合は、何ができて何ができないのか等、具体例を交えながら正しいルールを教える必要があります。

次の問題は、設備交換に関する手続きについてです。

設備交換手続き

【問題】

「球磨きユニット」を搭載した
スマートパチンコにおける
「球磨きユニット」の交換手続
きとして、正しいものはどれか。

【選択肢】

- a：変更承認申請
- b：変更届
- c：手続き不要
- d：交換不可

【回答分布】

- a：35・9%
- b：33・7%
- c：22・8%
- d：7・6%

【正解と解説】

正解はbです。

2023年2月に日工組からス
マートパチンコの「球磨きユニッ
ト」の交換手続きについては、「届
出（変更届）」が必要との通知があ
りました。

パチンコ店の店内の設備の変更
に関しては、風適法及び関連法
令でその手続き方法が定められて

います。

次の問題は、行政処分の量定基
準についてです。

量定基準

【問題】

警察庁の定める行政処分の量
定基準（2019年9月現在）
において、誤っているものは
どれか。

【選択肢】

- a：遊技球等保管書面発行禁
止違反Ⅱ
- 5日以上40日以下の営業
停止命令
- b：年少者の立ち入らせ禁止
違反Ⅱ
- 40日以上6月以下の営業
停止命令
- c：賞品提供禁止違反Ⅱ
- 5日以上40日以下の営業
停止命令
- d：広告・宣伝規制違反Ⅱ
- 10日以上80日以下の営業
停止命令

【回答分布】

- a：24・1%
- b：24・1%
- c：29・3%
- d：22・4%

【正解と解説】

正解はcです。

風俗営業での違反があった場合
の行政処分の内容は、違反の種類
によって異なります。

警察庁が定めた量定基準を基に
行政処分が科されます。

最も重い処分は量定Aの営業許
可取り消しで、量定Hまでの8区
分があります。

賞品提供禁止違反は、量定Cの
20日以上6か月以下の営業停止に
区分されています。

長期間の営業停止は、停止期間
中の大きな営業損失に加え、顧客
離反による再開時の営業力の低下
を招きます。その結果として、撤
退を余儀なくされる可能性もあり
ます。

違反内容を熟知したうえで、遵
法営業を心がけましょう。

次の問題は、遊技場営業者の禁
止行為に関するものです。

風俗営業の量定基準

量定	概要	基準期間	処分理由
A	営業許可の取り消し	—	設備・構造の無承認変更 遊技機の無承認変更 等
B	40日以上6月以下の営業停止	3ヵ月	遊技機規則違反 客引き禁止違反 等
C	20日以上6月以下の営業停止	40日	営業時間制限違反 賞品提供禁止違反 等
D	10日以上80日以下の営業停止	20日(※)	広告・宣伝規制違反 遊技機変更届出義務違反 等
E	5日以上40日以下の営業停止	14日	遊技球等保管書面発行禁止違反 管理者選任義務違反 等
F	5日以上20日以下の営業停止	7日	変更届出義務違反(遊技機以外) 認定証返納義務違反
G	営業停止命令を行わないもの	—	年少者立入禁止表示義務違反 料金表示義務違反 等
H	5日以上80日以下の営業停止	各都道府県において定める	条例の遵守事項違反

※遊技機変更届出義務違反は1ヵ月

運用解釈基準

【問題】

風適法解釈運用基準に記載されている内容として、最も適切でないものはどれか。
(令和5年4月時点)

【選択肢】

a：親を探しに来た18歳未満の子供を営業所に立ち入らせたことをもって、直ちに立件の対象にはならない。

b：2つの店舗が隣接しており、双方の店舗を同時に統括管理することができ、場合であっても、同一人物が管理者を兼任することはできない。

c：賞品の市場価格とは、一般の小売店（ディスカウントストア等も含む）における日常的な販売価格のことであり、特別な割引価格は該当しない。

d：通行人に対して、店舗の名称を告げず声を掛けな

がら相手の反応を待っている段階では、客引き行為に該当しない。

【回答分布】

a：6・6% b：30・8%
c：12・1% d：50・5%

【正解と解説】

正解はbです。

風適法解釈運用基準は、風適法、風適法施行令、風適法内閣府令、風適法施行規則のあいまいな部分を具体的に説明したものです。

選択肢bに関しては、「第17風俗営業の規則について」の「II 営業所の管理者」のイのなかで、

イ 施行規則第37条中「営業所ごとに専任」とは、その営業所に常勤して管理者の業務に従事し得る状態にあることをいう。

なお、2つの営業所が接合しており、双方の店を同時に統括管理することができ、管理者の業務を適正に行い得る場合にあっては、当該管理者を同一人とすることも可能で

ある扱いとする。

としていました。

現在では、風適法施行規則、風適法解釈運用基準ともに改正され、風適法施行規則の「第37条 風俗営業に係る営業所の管理者の選任」のなかで、

ただし、一の風俗営業者に係る二以上の営業所において、当該二以上の営業所が相互に接し、その間を客が自由に往来できるものであつて、かつ、当該二以上の営業所を通じて一人の管理者を置くことにつきそれぞれの営業所における第三十八条に規定する管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の営業所の所在地を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。

と、なっており、それに併せて風

適法解釈運用基準も変わっております。

（主旨の変更はありません）

解釈運用基準は、法令などよりも改正の頻度が高くなっております。

以前ダメだったものが、OKになったり、その逆もあります。最新の情報を常に確認するようにしましょう。

世の中全般において、コンプライアンスに関しての意識が高まってきております。

今までは、慣習的に見逃されていた法令違反についても、厳しい目で見られるようになってきています。

そして、コンプラ違反に対しては、法令上の罰則とともに、企業や店舗のブランドを大きく毀損してしまします。風適法はもとよりパチンコ店運営に関わる法令を今一度確認を行い、スタッフ全体に指導を行なっていきましょう。

マルハン従業員募金会の代表社員と
市会計課の武田貴子課長(右)



マルハン従業員募金会の代表社員と市会計課の武田貴子課長(右)は、今年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災は長期に及び、市は4月7日、鎮火宣言を行なったが、大きな被害をもたらした。

市によると、焼失面積は約2900ヘクタール(調査中)で、人的被害は死者1人、住家等の建物被害(全壊他)は221棟に及んでいる(4月4日現在)。復旧には相当な期間と予算がかかる見込みで、市では義援金、見舞金を受け付けている。

遊技業界では全国大手のマルハン(本社、京都市、東京都、韓昌祐会長)が3月24日、同市役所を訪問して、100万円を寄付した。原資は「マルハン従業員募金」。

同社は各事業所のバックヤードに設置している従業員用飲料自販機において、売上1本当たり10円を積み立て、従業員からの申請に基づき国内外のNPO、NGO、福祉団体などに寄付している。

また全国大手のダイナム(本社、東京都、保坂明社長)は青森秋田岩手宮城の4県に展開する系列43店舗で、3月20日から募玉募メダルを原資とする義援金活動を開始。5月20日までの予定で、その間の募玉・募メダルの賞品相当額を同市に寄付する。

令和7年大船渡市大規模林野火災への業界支援 マルハン従業員募金会が寄付 ダイナム、リベラは義援金活動

今年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災は長期に及び、市は4月7日、鎮火宣言を行なったが、大きな被害をもたらした。

市によると、焼失面積は約2900ヘクタール(調査中)で、人的被害は死者1人、住家等の建物被害(全壊他)は221棟に及んでいる(4月4日現在)。復旧には相当な期間と予算がかかる見込みで、市では義援金、見舞金を受け付けている。

遊技業界では全国大手のマルハン(本社、京都市、東京都、韓昌祐会長)が3月24日、同市役所を訪問して、100万円を寄付した。原資は「マルハン従業員募金」。

同社は各事業所のバックヤードに設置している従業員用飲料自販機において、売上1本当たり10円を積み立て、従業員からの申請に基づき国内外のNPO、NGO、福祉団体などに寄付している。



左から協議会の種田副会長、石川会長、ABCの富田社長、加藤常務取締役

関東中心に店舗展開するリベラゲーミング・オペレーションズ(本社、東京都、永森豊隆社長)は4月11日、系列店と温浴施設に募金箱を置いて(期間…3月12日～31日)集まった額を同市に寄付すると発表した。

施設の児童の自立支援に ABCが108万円寄付

静岡・山梨・長野・愛知の4県に店舗展開するABC(本社、静岡市、富田和宏社長)は3月10日、静岡県児童養護施設協議会に「児童養護施設等退所児童応援事業」寄付金として108万円を贈呈した。

同事業は県内の児童養護施設等を退所して4月から新生活を始める児童を対象に一律4万円を寄付するもので、6年目となる今回は12施設27人に贈られた。これまでの寄付金累計額は652万円。

静岡市の「静岡県総合社会福祉会館シズウェル」で行なわれた贈呈式で、富田社長は「自分の未来は自分自身で切り開いていくことができます。皆さんの今後にも自信へとつながります。皆さんの今後の人生が希望に満ちて充実したものになることを願います」とい

なむけの言葉を贈った。児童代表は「貴社からの応援を胸に頑張っていきたい」と感謝の言葉を述べた。また、同協議会の石川順会

長から感謝状を授与された。

プロバグループが こども食堂に食材を寄付

広島県を中心に店舗展開するプロバグループ(本社、広島市、平本直樹代表取締役CEO)は3月24日、NPO法人広島こども食堂支援センターにグループ会社のプロバベジモが生産した無農薬野

菜とその野菜を加工した惣菜を寄付した。

同社ではセンターの活動目的「地域全体で子どもたちの成長を見守る環境の整備と、地域住民同士が支え合う共生社会の実現に寄与する」に賛同し、2021年から継続的に食材を寄付している。



プロバベジモの村上正社長(左)と広島こども食堂支援センターの増田氏

編集後記



小学校に入学した孫娘は、ケータイを持っていく。近くの家から我が家に遊びに来るようになる。到着するとケータイで家に無事到着したことを報告している。

ある時、「げ」って、どう書くのか教えてくれという。母親にひらがなでメールをしていて、げの字で通しているらしい。孫はケータイを通していろいろと学んでいる。

私はケータイでFacebookの暗証が分からなくなり、使えなくなつたまま。X(旧Twitter)も同様。ケータイでも物忘れが進行している。「げは、げげの鬼太郎のげ」と言おうとして「ゲゲゲの鬼太郎」であることに気づき「げんきがあればなんでもできるの、げ」と言い換え

たが「分からなくい」。(M)

4月早々、高知に行きました。同県は人生初。というところで、空いた時間に高知駅周辺を散策していると、目についたのが坂本龍馬、中岡

幕末の志士たち

慎太郎、武市半平太という同地を代表する幕末の3志士の像でした。

これまでも甲府駅前の武田信玄

公像、小田原駅前の北条早雲公像などを撮ってきた私は当然写メし、ご満悦。

ところが、その後、取材先の方々に教えていただいた驚いたのは、この像は台風が接近すると撤去されるということでした。それだけ大事にされているということでしょうか。現地には行ってみるものだとしみじみ思った出張でした。(N)

ハネモノで目下お気に入りの機種がある。会社帰りにはもってこいで、良い意味でチープなつくり、当たっても外れても癒される演出が気に入っている。

過度に外れるとそんな綺麗事は言っていられないし、当たると越したことはないのだが、設置台数も少ないため座れないことが多い。

ハネモノ

が、色々シビアなところもあり、お布施状態がこのまま続くと禁止令が言い渡されてしまう。良い客ではないのかもしれないが、早く低賃コーナーへ来てくれることを祈るのみ。

そろそろお願ひしますと祈りつつ、誰に祈るのかは不明だが、神頼みで今月も乗り切るつもりだ。(I)

推進機構では5月から、



夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います。